

呉市教育委員会会議録
(令和5年8月25日定例会)

呉市教育委員会

呉市教育委員会会議録
令和5年8月25日定例会

- 1 開催日時 令和5年8月25日（金） 15：00開会
15：43閉会
- 2 開催場所 758会議室（呉市役所7階）
- 3 出席委員 教育長 寺本有伸
教育長職務代理者 森尾敬介
委員 佐々木元
委員 吉中由美子
委員 辻佑子 欠席委員なし
- 4 出席職員 教育部長 高橋伸治
教育部副部長 森川英司
教育部参事補兼呉高等学校事務長 追原重臣
教育総務課長 横田三奈
学校施設課長 瀧川孝徳
学校教育課長 木屋善貴
学校安全課長 伊藤賀世
学校施設課主幹 丸石大
教育総務課課長補佐 橋本優子
- 5 傍聴者 0人
- 6 日程
 - (1) 会期決定について
 - (2) 前回会議の報告
 - (3) 報告第24号 公共工事（教育部）の発注について（宮原小学校校舎改修工事）
 - (4) 報告第25号 公共工事（教育部）の発注について（波多見小学校外壁及び屋上防水改修工事）
 - (5) 教議第38号 令和6年度教職員人事異動に係る呉市教育委員会の方針について
 - (6) 教議第39号 臨時代理の承認について（契約の締結）
 - (7) 教議第40号 「教育委員会事務点検・評価報告書（令和4年度事務事業対象）」について

(15:00)

教 育 長 それでは、委員の2分の1以上の出席をいただいておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により、これより定例会を開会します。

日程第1の「会期決定について」を議題とします。

お諮りします。会期は、本日1日としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしと認めます。

よって会期は、本日1日と決定されました。

本日の会議録署名委員は、吉中委員・辻委員をお願いいたします。

それでは、日程第2の「前回会議の報告」を求めます。

橋本課長補佐 (令和5年8月24日臨時会について報告)

教 育 長 昨日行われました、教育委員会会議臨時会の教議第37号「令和6年度使用教科用図書(小学校・義務教育学校(前期課程))の採択について」の英語科の説明について、事務局から発言の申出がありましたので、これを許可してよろしいですか。

(異議なしの声)

教 育 長 事務局の発言を許可します。

木 屋 課 長 昨日の臨時教育委員会会議の終了後、英語科選定委員から訂正の申出がありましたので、報告いたします。

昨日の英語科の教科書採択に係る説明において、森尾委員から「別冊が付いている者の具体的な内容について」の御質問がありました。それに対し、「単語辞典の別冊があるのは3者である」とお答えしましたが、正しくは4者でした。説明に間違いがあったことを深くお詫びするとともに、「単語辞典の別冊がある4者のうち、自分が調べた単語を書き加える欄がある3者で説明すると」と説明内容の訂正をしたい、とのことでした。

これにつきましては、事務局で確認しましたが、当該選定委員の申出のとおり、別冊があるのは4者でした。

したがいまして、当該選定委員の申出のとおり、選定委員の発言を訂正していただきますようお願いいたします。

教 育 長 説明に間違いがあり、訂正したい旨、申出があったとのこと。前回会議に出席いただいた森尾委員、佐々木委員、吉中委員、このことを踏まえ、採択について御意見があればお願いします。

(なしの声)

教 育 長 特にないようですので、採択結果に影響なし、ということで御異議はございませんか。

(異議なしの声)

教 育 長 それでは、この件については、このようにいたします。

本日提出されたもののうち、日程第6から日程第7については、議会に諮る案件のため非公開としたいと思いますが、これに御異議はございませんか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、本日の議題についてはそのように決定されました。

報告第24号 公共工事（教育部）の発注について（宮原小学校校舎改修工事）

教 育 長 それでは、日程第3の報告第24号「公共工事（教育部）の発注について（宮原小学校校舎改修工事）」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

瀧 川 課 長 それでは、報告第24号「公共工事（教育部）の発注について（宮原小学校校舎改修工事）」を御説明しますので、資料の1ページを御覧ください。

本件は、呉市立小中学校施設の耐震化の一貫として行う宮原小学校の校舎建て替えに伴い、既存校舎の改修工事を行うものでございます。

工事名は 宮原小学校校舎改修工事、工事場所は呉市宮原4丁目8番1号でございます。

工事概要でございますが、建築工事一式の内訳といたしまして、屋体校舎昇降所増築・改修工事、特別教室棟改修工事、渡り廊下・階段上屋増築工事、外構改修工事がございます。

本工事の完成期限は、令和6年3月14日としております。

予定価格は、税込みで1億2,773万9百円でございます。

契約金額と相手方でございますが、一般競争入札、事後審査方式として公告を行い、令和5年7月13日に開札を行った結果、参加業者1者で、中原建設株式会社が、1億2,705万円で落札し、令和5年7月20日に契約を締結したものでございます。

3ページを御覧ください。配置図に斜線を付けた特別教室棟及び屋体校舎が、今回の工事対象となります。なお、斜線のない4階建ての教室棟は、耐震性能が不足しているため今後解体し、その場所に新たに平屋の教室棟を建設する予定でございます。

このほかの資料につきましては、4ページと5ページに平面図を添付しておりますので、御参照ください。

なお、本件は、予定価格が9千万円以上の案件ですので、一昨日開催されました呉市議会文教企業委員会に資料提供しております。

説明は、以上でございます。

教 育 長 ただいま、事務局から日程第3の報告第24号「公共工事（教育部）の発注について（宮原小学校校舎改修工事）」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

（なしの声）

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。

報告第25号 公共工事（教育部）の発注について（波多見小学校外壁及び屋上防水改修工事）

教 育 長 次に、日程第4の報告第25号「公共工事（教育部）の発注について（波多見小学校外壁及び屋上防水改修工事）」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

瀧 川 課 長 それでは、報告第25号「公共工事（教育部）の発注について（波多見小学校外壁及び屋上防水改修工事）」を御説明しますので、資料の7ページを御覧ください。

本件は波多見小学校の外壁及び屋上防水改修工事を行うものでございます。

工事名は波多見小学校外壁及び屋上防水改修工事、工事場所は呉市音戸町波多見9丁目11番1号でございます。

工事概要でございますが、建築工事一式は、主に外壁改修や屋上防水改修。電気設備工事一式は、主に電線や空調の配管の取替え。機械設備工事一式は、主に給水管の保温材の巻替えになります。

本工事の完成期限は、令和6年3月14日としております。

予定価格は、税込みで1億1,280万2千8百円でございます。

契約金額と相手方でございますが、一般競争入札、事後審査方式として公告を行い、令和5年8月3日に開札を行った結果、参加業者1者で、株式会社神垣組が、1億1,275万円で落札し、令和5年8月17日に契約を締結したものでございます。

9ページを御覧ください。

配置図に斜線を付けた西校舎棟及び北校舎棟が、今回の工事対象となります。

このほかの資料につきましては、10ページから12ページにかけて屋上平面図及び立面図を添付しておりますので、御参照ください。

なお、本件は、予定価格が9千万円以上の案件ですので、一昨日開催されました呉市議会文教企業委員会に資料提供しております。

説明は、以上でございます。

教 育 長 ただいま、事務局から日程第4の報告第25号「公共工事（教育部）の発注について（波多見小学校外壁及び屋上防水改修工事）」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

佐々木委員 宮原小学校、波多見小学校ともに競争入札は1者しかなかったということですが、これくらいの規模の工事だとうまみと申しますか儲けが少ないから、入札に参加する業者が1者しかいなかったということですか。

瀧川課長 うまみがないから入札参加者が少ないのかどうかは分かりませんが、現在使っている校舎の改修となりますので、使用していない校舎を改修するより手間は掛かります。他課の改修工事の発注を見ましても、入札が1者というのが多い傾向にあります。

佐々木委員 最近の公共工事は入札が多くないということですか。

瀧川課長 最近の建築工事につきましては、1者が多いということでございます。

森川副部長 同じ時期に契約課のホームページを確認しましたところ、市営住宅の耐震化等が出ておりましたが、元々、中に人がいる建物を改修しますのでこれも1者の入札で落札されておりました。先ほど学校施設課長が申しましたように、新たな建物を建てるときには入札も殺到するのですが、このような改修工事については、あまり人気がないというのが実態ではないかと考えます。絶対にそうだとは言いきれませんが、傾向としてはそのような状況です。

佐々木委員 入札で1者だと、疑われるようなことがあるのではないかと少し心配したのですが、分かりました。

教 育 長 ほかに御発言はありませんか。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。

教議第38号 令和6年度教職員人事異動に係る呉市教育委員会の方針について

教 育 長 次に、日程第5の教議第38号「令和6年度教職員人事異動に係る呉市教育委員会の方針について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

木 屋 課 長 教議第38号「令和6年度教職員人事異動に係る呉市教育委員会の方針について」御説明いたしますので、資料の13ページを御覧ください。

呉市教育委員会の方針としましては、「教職員の職能成長を図るなど人材育成を積極的に推進するとともに、それぞれが意欲を持ち特性や能力を十分に発揮し、組織として機能する学校づくりに向け、計画的に適材を適所に配置することにより、人事の刷新を図る。」を掲げております。

その具体として、ポイントを5点述べております。

1には、教職員組織の適正化、行政機関及び学校種別間の適正な配置換。

2には、同一校、同一地域に相当期間在職する者については、積極的に配置換。

3には、適正な教職員の人事管理、校長意見の尊重、計画的な適材適所の配置。

4には、呉高等学校と県及び他市の学校との交流の推進。

5には、県教育委員会と緊密な連携、を記述しております。

なお、来年度の広島県の方針につきまして、今年度のものから変更がない旨の連絡を受けております。

14ページを御覧ください。方針につきましては、標題を令和5年度から令和6年度にしているほか、変更はありません。

令和6年度に向け、今年度もこの方針に従い、県教育委員会と密接な連携を図り、より一層、計画的な人事異動を行ってまいります。

説明は、以上でございます。

教 育 長 ただいま、事務局から日程第5の教議第38号「令和6年度教職員人事異動に係る呉市教育委員会の方針について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

辻 委 員 2の同一校、同一地域に相当期間在職する者については、積極的に配置換を行う。その先を読まれはしなかったのですが、「ただし、特別の理由がある場合はその限りではない」とありますが、特別な理由の中に専門性の確立という視点は含まれるのでしょうか。

また、意見として、専門性の確立が必要な部分も学校にはあるのではないかといい中で、期間だけが一人歩きして「この人は期間が来たから動かさないといけない。」というようなことがないように、適切に次の時代の人に引継ぎがなされてからというような形になって欲しいなと思います。

木 屋 課 長 特別な理由がある場合について、一つの例ではありますが、専門性の確立ということのを伺ったところですが、まずは、本人の希望というところで、家庭の事情であったり、御自身のキャリアアップなど希望を上げてこられます。一定の期間、例えば10年を超えて長くその学校にいるということは、県教委としても適切ではないという考えを持っているようです。県教委との協議によりますが、呉市としましては、個別の先生の実情であったり、学校の体制や状況を含めて県教委にしっかりと伝えながら、人事を行っていくところでございます。

- 教 育 長 この相当の期間というのは5,6年ということで、その時が来ると動かします。ただし、動かしたらその動かした人と同等の力を持った人をそこへ異動させます。教務主任級の人が出たら教務主任級の人が入るのが考え方としてあります。なので、その人が抜けて現場にダメージが残らないような考え方で進めていきます。10年以上というのはあまりにも長く、組織としてなれ合いの状況にならないように動かすということです。人事の一つ一つというのは、個別に説明しないといけない所もあったり、専門性の確立という所では小中ではそれほどでもありませんが、高校や特別支援学校などの校種によってすごく変わってきます。なので、一つだけとって説明をするのは難しいと感じています。
- 辻 委 員 校種によっても、また、元におられた先生の力、新しく来られる先生の力のバランスなども考えながら人事が行われているということのを伺って、安心しました。
- 教 育 長 ほかに御発言はありませんか。
(なしの声)
- 教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件については原案のとおり可決してよろしいですか。
(異議なしの声)
- 教 育 長 御異議なしということで、よって本件は原案どおり決めます。
それでは、これより非公開の議題に入ります。
(15:20)

教議第39号 臨時代理の承認について（契約の締結）

- 教 育 長 次に、日程第6の教議第39号「臨時代理の承認について（契約の締結）」を議題とします。
事務局の説明を求めます。
- 瀧 川 課 長 それでは、教議第39号「臨時代理の承認について」御説明しますので、資料の15ページを御覧ください。
坪内小学校校舎耐震補強工事の契約締結につきましては、予定価格が1億5千万円を超えるため、議会の議決に付さなければなりません、開札日に契約金額や相手方が決定した後に、9月議会への提出に向けて、緊急に処理をする必要があるため、呉市教育委員会教育長に委任する事務等に関する規則第3条第1項の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、同条第2項の規定に基づき、報告し承認を求めるものでございます。
16ページを御覧ください。
工事名は坪内小学校校舎耐震補強工事、工事場所は呉市宮原12丁目13番1号でございます。
本工事は、呉市立小中学校施設の耐震化の一貫として、坪内小学校の鉄筋コンクリート造地上4階地下1階建て、延べ面積2,765平方メートルの校舎に耐震フレームを設置し、耐震補強を行うものでございます。
契約の相手方は、一般競争入札を行い、4億2,460万円で落札した、株式会社平田組で、現在仮契約をしているものでございます。
17ページを御覧ください。

工事概要につきましては、耐震フレームを設置する補強工事になります。

本工事の完成期限は、令和7年3月13日としております。

入札状況につきましては、予定価格4億2,509万5千円のところ、応札金額は4億2,460万円、落札率は99.88%でございました。

開札年月日は7月27日、参加業者数は1者でございました。

本工事では、仮設校舎は建設せず、空き教室に移転しながら工事を進めてまいります。振動や騒音のする工事は、子供のいない放課後や休日に行い、学校教育活動への支障は最小限になるよう努めてまいります。

19ページには坪内小学校の配置図、20・21ページには、耐震フレームの設置箇所を示した校舎の立面図を添付しておりますので、御参照ください。

説明は、以上でございます。

教 育 長 ただいま、事務局から日程第6の教議第39号「臨時代理の承認について（契約の締結）」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件については原案のとおり承認してよろしいですか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、よって本件は原案どおり承認します。

教議第40号 「教育委員会事務点検・評価報告書（令和4年度事務事業対象）」について

教 育 長 次に、日程第7の教議第40号「『教育委員会事務点検・評価報告書（令和4年度事務事業対象）』について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

横 田 課 長 教議第40号「『教育委員会事務点検・評価報告書（令和4年度事務事業対象）』について」説明させていただきます。

資料は別冊になっておりますので、そちらを御覧ください。

本報告書は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づいて作成・報告するものでございます。

7月定例教育委員会会議において開催された教育委員の皆様との意見交換を踏まえまして、報告書の最終案を提示させていただくものでございます。

前回の定例会を受けまして、修正箇所については下線を引いております。

まず、報告書11ページでございますが、成果・課題の項目について、令和4年4月に実施した調査結果を踏まえて令和4年度に取り組んだ内容についての成果・課題と分かるように修正しています。

続いて、報告書12ページでございますが、中学生の評価値が小学生よりも低い現状ではありますが、その中でも中学校における成果を追記しています。

続いて、報告書13ページでございますが、評価値②については、令和4年4月に実施した結果であるため、成果と課題については、評価値①の上回った結果のみに変更し、加えて全体的に進捗が順調な理由を追記しています。

続いて、報告書15ページでございますが、11ページと同様に令和4年度の取組内

容についての成果・課題に修正しています。

続いて、報告書17ページでございますが、同様に令和4年度の取組内容に修正したことに加えて、本を読むことについて、学校だけではなく家庭への働き掛けが必要であることを追記しています。

続いて、報告書18ページでございますが、「令和4年度の評価値が改善されていることから、教職員の業務における充実感の面では、働き方改革が進んでいる」としていましたが、これに令和4年度の具体的な取組内容を追記しています。

続いて、報告書20ページでございますが、学校経営等に関するアンケートについての具体的な説明を追記しています。

続いて、報告書24ページでございますが、表現を分かりやすく修正しています。

続いて、報告書26ページでございますが、目標値及び評価値を教育振興基本計画の表記に合わせて、小・中それぞれの数値を記載しております。

本報告書は、本会議でお諮りし、議決いただいた後に、9月市議会に提出、ホームページにて公表する予定としております。

説明は、以上でございます。

教 育 長 ただいま、事務局から日程第7の教議第40号「『教育委員会事務点検・評価報告書（令和4年度事務事業対象）』について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

辻 委 員 本件の7月の審議時点で出張中のため定例会を欠席していた関係で、もしかしたら既に審議されていることかもしれないですが、疑問に思ったことがいくつかございますので、この場で質問させていただきます。

まず、学識経験者の意見というのが後ろに付いているのですが、この意見を踏まえて修正したので確認してくださいということによろしいでしょうか。

横 田 課 長 学識経験者の意見を踏まえまして7月の定例教育委員会会議の場で教育委員の皆様にご覧いただき、意見交換をさせていただいております。

その意見を踏まえて、この度修正したものをお諮りしているところでございます。

教 育 長 これでよろしければこのままでいきますし、御意見があればその御意見を反映し、修正します。

辻 委 員 学識経験者の意見の中で、答えられている形になってるのかなと気になる部分があります。

28ページの「授業でタブレット端末を活用することができる教職員の割合ほか」の④、「キュビナ（A I型デジタルドリル）が来年度以降も無料で使えるよう希望する。」と学識経験者の方が言われていますが、「無料で使えるようになる。」というのが誰の視点で言われているのか確認はできているのか、「子供たちは基本的に無料で使い続けられるが、呉市は予算化して業者に支払う。」という意味で言われているのか、それとも、「業者に引き続き無料で使わせてもらうよう求めて行く。」という意味なのか私には理解ができなかったのですが、その辺はいかがでしょうか。

森 川 副 部 長 キュビナ（A I型デジタルドリル）につきましては、現在、無料お試し期間で1年3か月使わせていただいております。今年度予算要望の前の段階で協議をしております。誰が無料になると申しますと、保護者さんです。

もしこれが、いわゆる学習ドリルのような扱いをされますと、保護者の皆様に応分の費用を頂くようになると思います。このことについては、まだ非公開ではありますが、無料にするための予算要求をするのかどうかを、現在検討しているところであります。

辻 委 員 業者へ支払う費用について、いつのタイミングになるのかというところもあると思います。その費用を保護者の皆さんへ按分して支払っていただくか、呉市が予算として支払って無料で使えるようにするかというところは、これからというところですね。学識経験者さんが言われるとおり、もし無料で使えるのであれば助かるなと考える保護者さんは大変多いと思いますので、そのように動いていただけたらと思います。

次に、「自分の考えや気持ちなどを英語で伝え合うことのできる児童・生徒の割合」の①、「ALTを増員して、各校に一人ずつ配置することを期待したい。」ということが学識経験者さんの意見にあります。これは既に検討されていることなのでしょう。実現の可能性はどのくらいあるのかお聞かせください。

木 屋 課 長 ALTにつきましては、現在16名おります。一人当たり3から4校、学校規模によりましては5校受け持っております。ALTを増員するという御意見を頂いて、なかなか難しい現状がある中で、昨年度からオンラインの英会話を行ったり、できることを工夫しながら、できるだけ生の英語に触れる機会を増やすような取組をしますということをお答えしました。

ALTを増員するという事は財政上難しい部分もありますので、できる工夫をしっかりとやっていきたいと思っております。

辻 委 員 最終的な目的は、子供たちが生の英語を使うことができるということだと思いますので、財政的にも限られているところがある中、工夫しながらそういう機会を作っていただいているということで、安心しました。

吉 中 委 員 前回の意見交換も踏まえて、非常に分かりやすく訂正していただいて、指標の所など成果・課題も整理されており、私はこれでよいと思っております。

佐々木委員 私も辻委員が言われたALTの増員について、子供が早いうちから生きた英語に触れるというのは大事だと思います。できるだけその機会を増やしてあげたいと思います。

辻 委 員 24ページの「安全・安心な教育環境の充実」のところで、呉市適応指導教室についてですが、この意義についてお聞かせください。

意見として、このような居場所があるということは大変有り難いのですが、「なんとなく、元の学校に戻りなさいというようなプレッシャーを感じることもあり、そこにも行きづらくなってしまふことがある。」ということをお聞かせいただきました。確かに適応指導という文字を見た時に、そもそも学校で生活ができるように、適応できるように指導していく場所、その場所に居続けることができる場所ではなくて、学校に戻すために指導していく場所という位置付けなのかなと思います。

今、これだけ不登校の児童・生徒が多い中で、居場所であり続けることができないうのかなという思いです。ネーミングのことも含めて、今後もこのような形で呉市としてやって行くべきなのか、お聞かせください。

伊 藤 課 長 不登校の児童・生徒については、子供たちの居場所があること、そして、学びの選択肢が増えるということが大切であると考えております。

適応指導教室，呉市では「つばき学級」といいますが，つばき学級を利用している子供たちは35名前後おりまして，その子たちの中には，コンスタントにつばき学級に通っている子と，一週間のうち何曜日と何曜日だけ学校に行くがそれ以外の日はつばき学級に行くとか，普段はつばき学級を利用しているが何曜日だけ県の「スクールS」に通室して利用しているというような子供もおり，一人一人の実態に応じて無理のない形で利用できているということが大切なのではないかと考えます。

つばき学級が，その子にとってふさわしい場所であり，安心できる場所であるということが大切なことだと思います。考え方としては，学校に戻すということではなく，「居場所の一つである。」「学びの選択肢の一つである。」という考え方を大切にしたいと思っております。

名前につきましては，確かに私たちも，校内の適応指導教室は「校内SSR」と呼んでいるので，今後，呼び方が今の望んでいる居場所の在り方にふさわしいのかどうかということも検討の必要があるかなと感じました。

辻 委 員 長 そういった場所であると考えていただいているということであれば，今後相談を受けるときにも適応指導教室という名前にびっくりしないで「こういった所に通ってみたいよ。」と安心してお伝えできるかなと思いました。

教 育 長 不登校自体も社会全体でどう見ているかということを変えていかなくてはならないと思います。不登校が多かったら「けしからん。」といった数年前の考え方ではなく，まず居場所がどこにあるかということと，その先にある社会にどのようにつなげていくかということ，そこをもっと我々が啓発しなければなりません。不登校の数が多いから「どうなっているんだ。」ではなく，その子たちの居場所をちゃんと確保しているかというところへ持って行くべきだと思います。先日も，市町の教育長が集まって，この話題ばかりでした。不登校が多いことを批判されるのではなく，もう，そういう時代ではないと皆さんに分かっていただいて，どういう居場所づくりをするかということを考えなくてはいけない。このことを教育関係者，保護者，市民の代表者などに伝えていかなくてはならない。その代わり，市町がきちんと居場所を確保し，選択肢を与えられるようにすることが大事だと思います。

ほかに御発言はありますか。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで，それでは，本件については原案のとおり可決してよろしいですか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで，よって本件は原案どおり決めます。
以上で定例会を閉会します。

(15:43)

上記のとおり，会議の次第を記載して，その相違ないことを証するため，ここに署名する。

（ 教育長 寺 本 有 伸 ）

（ 委 員 吉 中 由美子 ）

（ 委 員 辻 佑 子 ）

（令和5年8月25日定例会）